「四、六二二時間」を「四、六三六時間」に改め、同表第七十号中「当該助成の額の合計額又は当該算定した額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額で按分して得た額」を「当該市町村の助成の額又は当該算定した額を当該市町村の助成の額で按分して得た額のいずれか少ない額」に改め、同号一中「前年度の三月三十一日現在における」及び「同日現在において休診している診療所の病床及び」を削り、「の数」の下に「として総務大臣が調査した数」を加え、「一、二三〇、〇〇〇円」を「一、二六三、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に改め、同号二中「専用病床」の下に「の数」を加え、「病床の前年度の三月三十一日現在における」を削り、同表第七十三号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「十一・二パーセント」を「十・五パーセント」に、「九十二・八パーセント」を「七十九・七パーセント」に改め、同表第八十一号算式を次のように改める。

算式

A－B×α＋C

第三条第一項第三号イの表第八十一号中「4,750円」を「4,780円」に改め、同号算式の符号αの次に次のように加える。

C　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業について統合前の簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.45を乗じて得た額

第三条第一項第三号ロの表第三号中「八、三六〇、〇〇〇円」を「八、六五〇、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三四〇、〇〇〇円」に、「一、〇九〇、〇〇〇円」を「九九〇、〇〇〇円」に、「一二〇、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に改め、同表第五号中「〇・〇七〇」を「〇・〇五九」に改め、同表第八号中「96,000円」を「74,000円」に、「59,000円」を「33,000円」に、「20,000円」を「23,000円」に改め、同表第九号中「24.0円」を「22.8円」に、「746.2円」を「756.0円」に改め、同表第十三号中「2,301,000円」を「2,428,000円」に改め、同表第十七号中「テレビ等難視聴」を「ラジオ難聴」に改める。

第三条第一項第四号ロ中「五、〇三〇円」を「四、九七五円」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第六号中「37,000円」を「38,000円」に、「45,000円」を「49,000円」に、「38,000円」を「40,000円」に改め、同項第十一号中「一、四五五円」を「一、五六四円」に改め、同項第十三号中「二十九万円」を「三十三万円」に、「四十万円」を「五十二万円」に、「五十七万円」を「七十七万円」に、「七十四万円」を「百一万円」に、「四十五万円」を「五十六万円」に改め、同項に次の一号を加える。

十七　地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において地方公営企業会計システムの導入に要する経費として一般会計から繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・八を、〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

附則第四条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「口蹄疫対策特別措置法」の下に「（平成二十二年法律第四十四号）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第四項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第五条第一項を削り、同条第二項中「平成二十二年度から」及び「までの間」を削り、「次の各号によつて算定した額」を「口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第四号中「44,000円」を「47,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「38,000円」を「40,000円」に改め、同項第六号中「五、五八二、〇〇〇円」を「五、五九九、〇〇〇円」に改め、同項第八号中「一、三三三円」を「一、四三三円」に改め、同項に次の一号を加える。

十六　地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において地方公営企業会計システムの導入に要する経費として一般会計から繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市並びに指定都市以外の市及び町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

附則第五条第五項を第四項とし、同条第六項中「病院（」の下に「平成二十一年度において」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十三年度」に改め、同項第五号中「五一、〇〇〇円」を「五六、〇〇〇円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第九条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、第一号から第五号までを削り、同項第六号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、「東日本大震災」の下に「（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）」を加え、「特定県」を「特定被災地方公共団体（法第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県（以下「特定県」という。）」に改め、「から第一回特例省令第一条第一号ハ及び第二回特例省令第一条第一号ニによつて算定した額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　平成二十四年十月三十一日までに東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号。以下「原発避難者特例法」という。）第六条第二項の規定により避難先団体が処理することとされた事務に要した経費のうち、同法第九条第一項の規定により当該道府県が負担する経費として総務大臣が調査した額

附則第九条第一項第七号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号から第十二号までを削り、同項第十三号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十四号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十五号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、「までに」の下に「、特定県以外の道府県について、」を加え、同号を同項第六号とし、同項第十六号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、「までに」の下に「、特定県以外の道府県について、」を加え、同号を同項第七号とし、同項第十七号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十八号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、「〇・七」の下に「（国の補助金又は交付金を受けて施行する事業に係る額にあつては〇・八）」を加え、同号を同項第九号とし、同項に次の一号を加える。

十　地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の二の規定に基づき特別負担金として納付した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

附則第九条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、「第十号」の下に「、第十三号」を加える。